

建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱

(昭和61年6月18日制定)

(平成14年2月14日改正)

(平成26年2月28日改正)

(平成28年3月31日改正)

第1章 総則

第1条 (目的)

この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第5項並びに東京都建築基準法施行細則（昭和25年東京都規則第194号。以下「細則」という。）第14条及び第15条の4第1項の規定に基づき、工事監理者、工事施工者が建築物の工事に関する試験及び検査を実施する場合の取扱い並びに試験機関又は検査機関（鉄骨溶接部に係る検査機関及び鉄筋継手に係る検査機関）が正確かつ公正な試験又は検査を実施するための条件等を定めることにより、法第20条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第3章の構造強度に関する規定の適切な運用を図り、建築物の安全性を確保することを目的とする。

第2章 試験、検査及び報告

第2条 (工事の種別に対応する試験及び検査)

- 1 工事監理者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第18条第3項の規定に基づき、建築物の工事を設計図書と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されていることを立会い又は施工者からの報告により確認し、その確認の結果に応じて必要と認める試験及び検査を行うよう指示するものとする。
 - 1-2 工事施工者は、建築物の工事について必要な試験及び検査を行い、その記録を整理し、保管しておかなければならない。
- 2 工事監理者及び工事施工者は、建築物の工事についての検査を検査機関に依頼する場合には、建築物の工事に関して相当の技術を有し、かつ、当該工事に関して公正な立場にある者であることを確認しなければならない。検査に係る試験を試験機関に依頼する場合又は試験体の採取、製作、養生その他の検査に伴う業務を他の者（以下「代行業者」という。）に依頼する場合も同様とする。
- 3 工事監理者及び工事施工者は、細則第15条の4第1項第一号に基づき建築主事に対して、また、同第二号に基づき指定確認検査機関に対して、試験、検査その他の施工の状況を記載した書類を完了検査申請書又は中間検査申請書に添付して提出するほか、法第12条第5項の規定に基づき、建築主事が別表の(イ)欄に掲げる検査及び(ロ)欄に掲げる試験等の結果について報告を求めたときは、速やかにこれを報告しなければならない。
 - 3-2 工事施工者は、確認申請又は計画通知の設計図書に基づき実施した試験の方法、供試体の抽出方法、検査の方法及び検査対象箇所の抽出方法を記録し、建築主、建築主事及び指定確認検査機関のうちいずれかが、これらについて報告を求めたときは、これらを報告しなければならない。
- 4 前項の試験のうち、次に掲げるものについては、第4条に規定する試験機関において試験するものとする。
 - (1) 施行令第73条第2項ただし書きに基づく平成12年建設省告示第1463号（平成12年5月31日。以下「告示第1463号」という。）第2項第三号及び第3項第二号の規定に基づく鉄筋の継手

の性能を確認する強度試験

- (2) 施行令第74条及び第76条の規定に基づくコンクリートの強度試験
- (3) 前2号に掲げるものの他、特定行政庁が構造耐力上の安全性を確認するために必要と認めた試験

5 第3項の検査のうち、次に掲げるものについては、第8条に規定する検査機関において検査するものとする。

- (1) 施行令第67条、平成12年建設省告示第1464号（平成12年5月31日。以下「告示第1464号」という。）第二号イに基づく溶接部の性能を確認する検査
- (2) 告示第1463号の第2項各号、第3項各号並びに第4項各号の規定に基づく鉄筋の継手の性能を確認する外観検査（工事監理者又は工事施工者が設計図書及び仕様書に基づき測定器具等の検査機器を用いて行う場合は除く。）、超音波探傷検査及び超音波測定検査
- (3) 告示第1463号第1項ただし書きに基づく第2項、第3項及び第4項に規定する鉄筋の継手の性能を確認する外観検査（工事監理者又は工事施工者が設計図書及び仕様書に基づき測定器具等の検査機器を用いて行う場合は除く。）、超音波探傷検査及び超音波測定検査
- (4) (3)に掲げるものの他、特定行政庁が構造耐力上の安全性を確認するために必要と認めた検査

6 工事監理者及び工事施工者は、建築物の工事について第4項に基づく試験を行った結果、試験機関から第5条第1項第5号に基づく通知を受けた場合、当該工事に係る建築物を法第6条第4項又は法第6条の2第1項に基づき確認した建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という）に報告しなければならない。

また、前項に基づく検査を行った結果、検査機関から第9条第1項第3号に基づく通知を受けた場合も同様とする。

第3条（試験及び検査の基準）

法令等に定めのない建築物の工事に関する試験及び検査の方法、判定の基準等については、一般社団法人日本建築学会等が定めた基準、仕様書等によるものとする。

第3章 試験機関

第4条（試験機関）

1 試験機関は、正確かつ公正な試験を実施するために必要な次に掲げる条件を備えるものとする。

- (1) 試験の対象となる工事に関して公正な立場にあること。
- (2) 試験の業務に関する管理者を置いていること。
- (3) 試験の業務に関する資格等を有する試験技術者及び試験実務担当者を置いていること。
- (4) 試験を実施するために必要な人員、機器及び設備を備えていること。
- (5) 試験を正確かつ公正に実施するため、適切に定められた試験業務管理基準によって試験業務を運営していること。
- (6) 試験機関が第8条の規定に基づく検査機関で、告示第1463号第2項各号、第3項各号並びに第4項各号の規定に基づく鉄筋の継手の性能を確認する外観検査、超音波探傷検査及び超音波測定検査を行う検査機関（以下「鉄筋継手検査機関」という。）の業務を営む場合には、原則として、試験部門と鉄筋継手検査部門とが組織上及び業務上独立していること。

この場合の「組織上及び業務上独立している」とは、試験部門の管理者、管理技術者、試験技術者及び試験実務担当者が鉄筋継手検査部門と兼職又は兼任していない状態をいう。

(7) 試験機関が(6)に基づく鉄筋継手検査機関の業務に加え、代行業者の業務（以下「代行業」という。）を営む場合は、代行業部門が試験部門から組織上及び業務上独立していること。この場合の組織上及び業務上独立していることとは、試験部門の管理技術者、試験技術者及び試験実務担当者が代行業部門と兼職又は兼任していない状態をいう。

2 普通コンクリートの場合で、設計基準強度（ F_c ）が $36\text{N}/\text{mm}^2$ を超える高強度コンクリート（以下「高強度コンクリート」という。）の試験を実施する試験機関に必要な条件は、前項によるほか次に掲げる条件を備えるものとする。ただし、知事がこれと同等と認める試験機関についてはこの限りでない。

(1) 試験する高強度コンクリートに必要な試験の業務に関する資格を有する技術者を置いていること。

(2) 高強度コンクリートに対して十分な性能をもつ試験機及び必要な設備機器を備えていること。

(3) 試験の信頼性を確保するため、試験に係わる供試体の作成、養生及び運搬等の業務を行う代行業者に対する審査基準を定めており、試験を受託する場合は、その審査基準に適合する代行業者の供試体以外は受託しないこと。

第5条（試験）

試験機関は、第2条第4項に定める試験を行う場合においては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 試験を正確かつ公正に実施するため、適切に定められた試験技術基準に基づき行うこと。

(2) 試験を行う目的及び工学上の趣旨を明確にし、関係する諸基準に基づき正確かつ公正な試験を行うこと。

(3) 当該試験が検査の目的に照らし、適正なものであることを確認すること。

(4) 前号の場合において、適正な試験であることが確認できないときは、試験を留保し、速やかに当該工事の工事監理者又は工事施工者に連絡すること。

(5) 試験の結果が不合格であった場合又は異常が認められた場合には、速やかに当該工事の工事監理者又は工事施工者に通知すること。

第6条（試験成績書）

1 試験機関は、試験の結果について、建築材料の種別ごとに成績書を作成し、これを15年以上保存（試験機関の管理者がパスワードを設定し、保存後変更できない媒体により管理する電子データを可とする。）するものとする。

2 前項の成績書の様式は、知事が別に定める書式を標準として試験機関が作成するものとする。

第7条（試験業務に関する報告）

1 試験機関は、不合格となった試験結果について、別に定める書式により速やかに当該工事に係る建築物を法第6条第4項又は法第6条の2第1項に基づき確認した建築主事等に報告する。ただし、指定確認検査機関が確認したものにあつては、併せて東京都の区域内の各特定行政庁に報告するものとする。

2 その他知事が必要と認めて報告を求めた場合、速やかに知事に報告するものとする。

第4章 検査機関

第8条（検査機関）

検査機関は、正確かつ公正な検査を実施するために必要な次に掲げる条件を備えるものとする。

(1) 検査の対象となる工事に関して公正な立場にあること。

- (2) 検査の業務に関する管理者を置いていること。
- (3) 検査の業務に関する資格等を有する検査技術者及び検査実務担当者を置いていること。
- (4) 検査を実施するために必要な人員、機器及び設備を備えていること。
- (5) 検査を正確かつ公正に実施するため、適切に定められた検査業務管理基準によって検査業務を運営していること。

第9条（検査）

検査機関は、第2条第5項に定める検査を行う場合においては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 検査は、検査対象の工事に応じて、次のア又はイの仕様書等に基づき行うこと。
 - ア 鉄骨接合工事（施行令第67条に規定されている工事）

一般社団法人日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 J A S S 6 鉄骨工事」5節5.13 溶接部の受入検査に基づき行うこと。ただし、溶接部の表面欠陥及び精度の検査の合否判定のうち、告示第1464号第二号イに定めがあるものについては、この定めによること。
 - イ 鉄筋継手工事（施行令第73条第2項ただし書きに基づく告示第1463号第2項各号、第3項各号並びに第4項各号の規定に基づく継手の工事）

一般社団法人日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事」11節11.8鉄筋工事における品質管理・検査並びに公益社団法人日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事」、「鉄筋継手工事標準仕様書 溶接継手工事」及び「鉄筋継手工事標準仕様書 機械式継手工事」に基づき行うこと。ただし、外観検査の合否判定のうち、告示第1463号2各号、3各号並びに4各号に定めがあるものについては、この定めによること。
- (2) 検査を行う目的及び工学上の趣旨を明確にし、関係する諸基準に基づき正確かつ公正な検査を行うこと。
- (3) 検査の結果、知事が別に定める重大な不具合又はA級継手、S A級継手の超音波探傷検査及び超音波測定検査においてロット不合格があった場合は、第1号の判定基準に基づく検査報告とは別に、速やかに当該工事の工事監理者又は工事施工者に通知すること。

第10条（検査報告書）

- 1 検査機関は、検査の結果について、検査報告書を作成し、これを15年以上保存（検査機関の管理者がパスワードを設定し、保存後変更できない媒体により管理する電子データを可とする。）するものとする。
- 2 前項の検査報告書の書式は、知事が別に定める書式を標準として検査機関が作成するものとする。

第11条（検査業務に関する報告）

- 1 検査機関は、知事が別に定める重大な不具合又はA級継手、S A級継手の超音波探傷検査及び超音波測定検査においてロット不合格があった場合、別に定める書式により速やかに当該工事に係る建築物を法第6条第4項又は法第6条の2第1項に基づき確認した建築主事等に報告する。ただし、指定確認検査機関が確認したものにあっては、併せて各特定行政庁に報告するものとする。
- 2 その他知事が必要と認めて報告を求めた場合、速やかに知事に報告するものとする。

第5章 試験機関又は検査機関の登録等

第12条（登録）

- 1 知事は、法第6条第1項又は法第6条の2第1項に基づく、建築主事等の確認の審査又は建築工事施工計画報告書の審査を合理的かつ効率的に行うため、あらかじめ試験機関又は検査機関の登録を行うものとする。
- 2 登録を受けようとするものは(以下「登録申請者」という。)は、申請に係る試験機関又は検査機関ごとに、登録申請書（別記第1号様式）に知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項に定める申請があった場合、知事が別に定める審査基準に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を試験機関登録簿（別記第2号様式の1）又は検査機関登録簿（別記第2号様式の2）に登録するものとする。
 - (1) 登録の分類
 - (2) 試験機関又は検査機関の名称
 - (3) 試験機関又は検査機関の代表者名
 - (4) 試験機関又は検査機関の所在地
 - (5) 登録番号
 - (6) 登録年月日
 - (7) 有効期限
- 4 知事は、前項の規定による登録をしたときは、登録書（別記第3号様式）により登録申請者に通知するとともに、登録通知書（別記第4号様式）により東京都の区域内の特定行政庁及び指定確認検査機関に通知する。
- 5 知事は、第2項の規定による申請があった場合において、知事が別に定める審査基準に適合しないと認めるときは、登録不適合通知書（別記第5号様式）により登録申請者に通知する。
- 6 知事は、第2項の規定による申請があった場合において、知事が指定する機関があらかじめ審査を行った事項については、第2項に規定する提出書類の一部を省略することができる。
- 7 前項の場合において、登録申請者は、第2項の規定に基づく登録の申請のとき、当該審査を行った事項を証する書類を知事に提出するものとする。

第13条（更新）

- 1 登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間の満了する日の1月前までに、登録更新申請書（別記第1号様式）に第12条第2項に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。
- 2 前項に規定する登録の更新については、前条の規定を準用する。

第14条（登録又は更新の有効期間）

登録又は更新の有効期間は、登録をした日から起算して3年以内とする。

第15条（登録の変更）

- 1 登録を受けた者は、登録事項に変更が生じた場合は、登録事項変更届（別記第6号様式）に、当該変更を証する書類を添えて知事に速やかに届けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届事項に係る変更を認めるときは、変更した旨の通知書（別記第7号様式）により当該届出をした者に通知する。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、登録事項を変更する必要があると認めるときは、登録事項を変更し、登録事項変更通知書（別記第8号様式）により東京都の区域内の特定行政庁及び指定確認検査機関に通知する。

第16条（登録の抹消）

- 1 登録を受けた者は、登録機関の事業を廃止したときは、廃止届（別記第9号様式）により知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定により廃止届が提出されたときは、登録を抹消するとともに、登録抹消通知書（別記第10号様式）により東京都の区域内の特定行政庁及び指定確認検査機関に通知する。

第17条（登録の取消し）

- 1 知事は、次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。
 - （1）登録申請者が虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき
 - （2）登録機関が、登録を受けた後、原則として審査基準に適合しなくなったとき
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録を取り消した旨の通知書（別記第11号様式）により当該登録を受けた者に通知するとともに、登録取消通知書（別記第12号様式）により東京都の区域内の特定行政庁及び指定確認検査機関に通知する。

第18条（登録簿の閲覧）

- 1 登録簿は、閲覧に供する。
- 2 登録簿を閲覧しようとする者は、登録閲覧簿（別記第13号様式）に所定の事項を記載のうえ閲覧しなければならない。

第19条（報告）

知事は、必要に応じて、登録を受けた者から登録に関することについて報告を求めることができる。

第20条（その他）

この要綱に定める事項のほか、必要な事項は、知事が別に定める。

第6章 雑則

第21条（会議等への出席）

試験機関及び検査機関は、知事が建築物の工事における試験及び検査に関して必要と認めて開催する会議及び講習会に出席することに努めなければならない。

附則 1

この要綱は、昭和61年9月1日から施行する。

附則 2

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附則 3

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則 4

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第5項（2）（3）の規定は平成27年4月1日から施行する。

附則 5

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条第3項関係）

工事の種類	(い) 検査	(ろ) 試験等
1 コンクリート工事	(1) 構造体コンクリートの品質	「コンクリートの圧縮強度試験」 ① 施行令第74条、昭和56年建設省告示第1102号の規定に基づく強度の確認 ② 施行令第76条、昭和46年建設省告示第110号の規定に基づく脱型時強度の確認 ③ 施行令第80条の2、昭和58年建設省告示第1320号の規定に基づく強度の確認
	(2) 鉄筋のかぶり厚さの検査	施行令第79条の規定に基づくかぶり厚さの検査
	(3) コンクリート用材料の品質検査	施行令第72条の規定に基づく骨材、水及び混和材料の品質確認
2 鉄筋工事	(1) 鉄筋等の品質検査	法第37条第一号、平成12年建設省告示第1446号の規定に基づく品質確認
	(2) 鉄筋の継手及び定着の品質検査	施行令第73条第2項ただし書きの規定に基づく平成12年建設省告示第1463号の規定による性能を確認する試験
3 鉄骨工事	(1) 鋼材等の品質検査	法第37条第一号、平成12年建設省告示第1446号の規定に基づく品質確認
	(2) 溶接部の検査	施行令第67条、平成12年建設省告示第1464号、「鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱」の規定に基づく品質確認
	(3) 高力ボルト接合部の検査	施行令第67条、平成12年建設省告示第1464号の規定に基づく品質確認